

移動等円滑化取組計画書

2023年 6月29日

住 所 千葉県船橋市栄町1丁目10番10号
事業者名 京成バスシステム株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 宮本 貴史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

| |
|---|
| <p>(1) 現状の課題 当社が保有する乗合バス車両（適用除外認定車両を除く）において、2022年度末時点のノンステップバス導入率は50%と、2021年度末時点の48%より上昇した。 しかしながら新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て新しい生活様式が定着し、従来の基準までの収入の回復が見込めず、設備投資の抑制を余儀なくされている。 なお、高速バス車両及び貸切観光バス車両については、バリアフリー化がコスト面・運用面から困難である。</p> <p>(2) 今後の対応方針 上記の課題を勘案し、今後の車両入替に際して、可能な限り車両バリアフリーガイドラインへの対応を推進する。また高速バスについては、東京～成田空港間の路線を共同運行している会社にて、リフト付き等のバリアフリー車両を用いた運行を行い、お客様への周知を図り円滑な移動を促進する。</p> |
|---|

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設及び車両等 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------------|---|
| ノンステップバス | ・乗合バス車両のノンステップバス導入率 50%程度を維持する (適用除外車両を除く) ・路線バス型の貸切バス車両のノンステップバス導入率 50%程度を維持する |

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|---------------|---------------------------------------|
| 車椅子スペースの安全な活用 | ・新人教育や定期的な教育を通じて、車椅子スペース利用時の固定方法を周知する |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|---------|--|
| 利用方法の周知 | ・乗合バスにて、バリアフリー車両（リフト付等）を利用したことがない乗客のために、予約方法や乗車方法についてウェブサイトなどを通じて周知を図る |

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|---------|--|
| 利用者への周知 | ・乗合バスにて、共同運行しているバリアフリー車両の運行時間について、ウェブサイト、停留所等で把握できるようにする |

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------|---|
| 乗務員の技術向上 | ・新人教育や定期的な教育を通じて、車椅子の乗降や高齢者・障害者の方の支援に関する教習を実施する |

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|---------|--|
| 利用者への周知 | ・乗合バスにて、共同運行しているバリアフリー車両をウェブサイト等で案内するほか、24時間対応可能な電話番号を公開しお客様案内に努める |

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

| |
|---|
| 乗務員や共同運行会社と定期的な情報交換を行い、寄せられたお客様の声を反映する体制づくりを行う。 |
|---|

IV 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設 及び車両等又は対策 | 変 更 内 容 | 理 由 |
|------------------------|---------|-----|
| | | |

V 計画書の公表方法

| |
|-------------|
| 当社ホームページに掲載 |
|-------------|

VI その他計画に関連する事項

| |
|--|
| |
|--|

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。